

上 水 道

本市の水道は、大正10年10月に水道事業に着手し、3年後の大正13年に初めて市内に給水して以来、市民の方に安全でおいしい水を提供し続け、今年度で99年目を迎える。

その間、戦災、震災復旧事業や町村合併による市域の拡大など人口の増加に対応するため、7次にわたる拡張・整備事業を行った。そして今日では、簡易水道事業を含めると水道普及率は99.8%を超え、市民生活や社会活動には不可欠なものとなっている。

しかしながら、近年、我が国の水道事業を取り巻く環境は厳しいものがあり、水需要の減少に対応した経営基盤の強化、老朽化した施設の更新、地震等の災害に備えた危機管理の強化、お客様サービスの向上、環境負荷の低減など数多くの課題を抱えている。

本市の水道もその例外ではなく、人口減少や節水意識の向上により水需要が今後も減少し続ける一方、高度成長期に整備した水道施設の多くが一斉に更新時期を迎え、水道事業を取り巻く環境はこれまで以上に厳しいものになると予測されている。また、大地震や豪雨などに対する災害対策の見直しも必要となったことから、事業の財源を確保するため、平成31年1月1日には23年ぶりとなる水道料金改定を行ったところである。

このようなことから、近年の経営環境の変化に対応し、今後も信頼に応える水づくりを進めていくための指針となる「福井市水道事業ビジョン2020」を令和2年3月に策定し、「安全で安心な水道」「災害に強い水道」「持続可能な水道」の観点から、基幹施設の更新や耐震化を中心とした第八次整備事業を進めている。

1 第八次整備事業計画

H30.2.1 厚生労働省変更認可（届出）

区 分	現 在 計 画
計 画 給 水 人 口	257,000人
計 画 給 水 量 (1日 最 大)	125,200m ³
〃 (1人1日最大)	487ℓ/人
計 画 目 標 年 度	令和10年度
事 業 年 度	令和2年度～令和10年度
事 業 費	186億円

2 施 設

(令和4年度)

水 源	配 水 池	管 路
一本木水系 10井深層地下水	足羽山 7,300m ³	2,106,182m
九頭竜水系 11井浅層地下水 15井深層地下水 表流水	原目 10,000m ³ 九頭竜第1 15,000m ³ 九頭竜第2 30,000m ³	
森田水系 5井深層地下水	森田(上部槽) 2,000m ³ (下部槽) 900m ³	
江端水系 4井深層地下水	杉谷 2,900m ³	
田治島水系 5井深層地下水	田治島 2,000m ³	
篠尾水系 1井浅層地下水	篠尾 600m ³	
川西水系 2井深層地下水	川西南 4,270m ³ 川西南 1,900m ³	
清水水系 5井深層地下水 県浄水	真栗西 1,700m ³ 真栗 1,200m ³ 滝波 400m ³ 末 1,300m ³ 片粕 1,520m ³	

3 給水人口及び配水量

年度	行政区域内		計画給水区域		給水区域		総配水量 (千m ³)	普及率
	総人口	総戸数	人口	戸数	人口	戸数		
R2	260,322	105,347	254,896	103,158	254,568	103,033	34,406	99.87
R3	258,198	105,638	252,967	103,499	252,644	103,373	33,611	99.87
R4	256,435	106,722	251,409	104,617	251,093	104,491	33,030	99.87

(備考) 1日最大配水量132,327m³、1日平均配水量90,492m³

4 需要者別給水量

(令和4年度)

区 分	一 般 用	湯 屋 用	計
給水栓数(栓)	108,378	3	108,381
有収水量(m ³)	29,768,814	4,131	29,772,945
構成比(%)	99.99	0.01	100.00

5 水道料金

(平成31年1月1日改定)

用途	メーター口径	基本料金 (1月につき)	従量料金	1 m ³ 当り
一 般 用	13mm	1,023円	10m ³ までの分 10m ³ を超え20m ³ までの分 20m ³ を超え30m ³ までの分 30m ³ を超え40m ³ までの分 40m ³ を超え150m ³ までの分 150m ³ を超える分	15.4円
	20mm	1,045円		107.8円
	25mm	1,210円		126.5円
	40mm	2,310円		162.8円
	50mm	5,390円		211.2円
	75mm	13,750円		238.7円
	100mm	22,440円		
	150mm	47,190円		
200mm	82,720円			
湯屋用	—	9,900円	100m ³ を超える分	107.8円

(上記料金には、消費税相当額(10%)が加算されている)

6 加入金

メーターの口径	加入金の額(円)
13mm	44,000
20mm	105,600
25mm	193,600
40mm	592,900
50mm	877,800
75mm	2,194,500
100mm以上	管理者が定める額

(上記加入金には、消費税相当額(10%)が加算されている)

下 水 道

本市の下水道は、昭和23年に旧市街地666haの全域を対象に事業に着手した後、今日まで安全で快適なサービスを提供し続けている。

計画区域については、市街地の拡大に伴い順次拡大しながら整備を進めており、昭和56年に日野川浄化センターの第1期工事に着手、昭和62年には九頭竜川流域関連公共下水道が一部区域で供用を開始し、平成4年には鷹巣・国見処理区特定環境保全公共下水道事業に着手、平成10年から供用を開始している。

平成24年度には「福井市汚水処理施設整備基本構想」を策定し、公共下水道、集落排水、合併処理浄化槽の3つの整備方式により、汚水処理人口普及率100%を目指しているほか、平成28年度に策定した「福井市下水道事業経営戦略」を令和3年度に改定し、将来にわたり健全で安定した事業経営を進めていくこととしている。

また、近年多発する局地的な集中豪雨への対応は下水道事業の課題であり、本市においては、平成16年の福井豪雨などの集中豪雨による浸水被害を受けた経験をもとに、雨水貯留管やポンプ場の更新、施設の耐水化等の整備を進めている。

さらに、短時間の大雨によって浸水が想定される区域や避難場所などの情報提供として、平成19年度に作成した浸水ハザードマップを、「福井市下水道内水ハザードマップ」として令和3年度に改定したところである。

1 下水道の計画規模

(令和5年4月1日現在)

区 分	単 独 公 共 下 水 道	流 域 関 連 公 共 下 水 道	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道
協 議 完 了 年 月 日	平成30年11月14日 令和3年3月29日	令和3年3月23日	令和2年4月24日
予 定 処 理 区 域 面 積	5,137ha	679ha	257ha
計 画 人 口	211,790人	19,970人	6,580人
主 要 な 管 渠 の 延 長	汚水 97,160m 雨水 53,710m 合流 41,790m	汚水 17,900m 雨水 4,510m	汚水 16,910m 雨水 —
ポ ン プ 場	19カ所	1カ所	1カ所
処 理 場	3カ所	—	3カ所
排 除 方 式	分流式及び合流式	分流式	分流式
処 理 方 式	標準活性汚泥法及び オキシデーショナルディッチ法	—	オキシデーショナルディッチ法
事 業 費	275,153,241 千円	20,146,980 千円	16,365,498 千円

2 事業進捗状況

(令和5年4月1日現在)

区分	単独公共下水道		流域関連公共下水道		特定環境保全公共下水道	
	計画	現在	計画	現在	計画	現在
工期	昭和23年～令和7年度末まで	令和4年度末	昭和58年～令和7年度末まで	令和4年度末	平成4年～令和7年度末まで	令和4年度末
事業費	275,153,241千円	222,904,982千円	20,146,980千円	18,949,360千円	16,365,498千円	10,208,420千円
処理面積	5,137 ha	4,504.3 ha	679 ha	556.9 ha	257 ha	243.2 ha
処理人口	211,790 人	203,779 人	19,970 人	20,285 人	6,580 人	6,727 人
ポンプ場	19カ所	16カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
処理場	3カ所	3カ所			3カ所	3カ所
普及率	98.3%					

3 事業費と財源

区分	単独公共下水道			流域関連公共下水道			特定環境保全公共下水道			
	計画	令和4年度末実施状況		計画	令和4年度末実施状況		計画	令和4年度末実施状況		
事業費	千円	%	千円	千円	%	千円	千円	%	千円	
	275,153,241	100.0	222,904,982	20,146,980	100.0	18,949,360	16,365,498	100.0	10,208,420	
財	起債	145,578,988	52.9	116,726,583	10,320,551	51.2	10,708,181	7,888,190	48.2	4,973,763
	国補助金	94,259,761	34.3	72,661,870	5,053,764	25.1	5,080,780	6,253,425	38.2	3,701,087
	負担金	9,093,563	3.3	8,936,015	1,131,295	5.6	861,837	573,832	3.5	310,290
源	一般財源	26,220,929	9.5	24,580,514	3,641,370	18.1	2,298,562	1,650,051	10.1	1,223,280
	計	275,153,241	—	222,904,982	20,146,980	—	18,949,360	16,365,498	—	10,208,420

4 下水道受益者負担金・分担金制度

- (1) 根拠 省令昭和23年5月8日総理庁第25号 福井都市計画事業下水道受益者負担に関する件
 条例昭和45年3月30日条例第16号 福井市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例
 条例平成5年12月24日条例第40号 福井市特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例
 条例平成9年3月24日条例第2号 福井市公共下水道事業及び九頭竜川流域関連福井市公共下水道事業に係る分担金に関する条例

(2) 受益者負担金・分担金賦課の方法

下水道事業における受益者負担金及び分担金とは、公共下水道を計画的かつ早期に整備するため、下水道の整備により利益を受ける方々に建設費の一部を負担していただく制度で、都市計画法及び地方自治法を根拠法令として、本市の条例に基づき賦課徴収を行っている。

受益者負担金等の額は、原則、所有又は地上権等を有する土地の面積に受益者負担金等の単価を乗じて算定している。受益者負担金等の単価は、下水道事業の計画区域ごとに下表のとおり定めている。

【受益者負担金等の単価】

計画区域	第1次	第2次	第3次	第4次 流域関連	特環	第4次	第4次
負担区域 (決定年次)	第1次 (S23年度)	第2次 (S37年度)	第3次 (S44年度)	第4次 (S58年度)	特環 (H5年度)	第5次 (H9年度)	第6次 (H26年度)
単価	72 円/m ²	117 円/m ²	190 円/m ²	350 円/m ²	410 円/m ²	530 円/m ²	460 円/m ²

なお、平成18年に合併した清水地区、美山地区は、それぞれの地区の編入前の方法で算定を行っている。

(3) 納付の方法等

受益者負担金等の納付方法は、当初、5年分割の年1回納付としていたが、昭和33年から、下水道が完成する約1カ月前に、下水道を整備する区域毎に賦課徴収する方法に改めている。さらに、昭和58年度に福井市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の改正を行った際に、3年間、年2回、計6回の分割納付を認めることとし、平成3年度からは、納付期間はそのままに、年4回、計12回の分割納付に改め、平成12年度には、工事完了後に賦課徴収することとしている。さらに、第6次負担区域及び平成26年9月1日以降に「受益者申告書」を送付するものについては、5年間、年4回、計20回に分割して取扱うこととしている。

なお、美山地区及び清水地区における分担金の納付方法は、分担金の額の算定と同様に旧町における納付方法を踏襲し、一括払いとしている。

受益者負担金及び分担金は、公共下水道の整備を推進するうえで、欠くことのできない制度である。そのため、下水道工事の説明会や、各受益者に対する資料配布などを通して、当該制度に対する理解と協力をお願いしている。

5 下水道使用料

(平成31年1月1日改正)

用途	基本使用料 (1月につき)	従量使用料	
		汚水量	金額 (1 m ³ につき)
一般汚水	1,155 円	10 m ³ までの分	12.1 円
		10 m ³ を超え 20 m ³ までの分	134.2 円
		20 m ³ を超え 30 m ³ までの分	151.8 円
		30 m ³ を超え 50 m ³ までの分	177.1 円
		50 m ³ を超え 200 m ³ までの分	228.8 円
		200 m ³ を超え 500 m ³ までの分	244.2 円
		500 m ³ を超える分	253 円
公衆浴場汚水	4,554 円	100 m ³ までの分	0 円
		100 m ³ を超える分	50.6 円

(上記使用料には、消費税相当額 (10%) が加算されている。)

6 水洗化の普及促進

下水道法及び福井市公共下水道条例では、下水道が供用開始された区域において、くみ取り便所は、供用開始の日から3年以内に、また、し尿浄化槽付便所、浴室、台所、洗面所等からの汚水は、6カ月以内に下水道に接続することが義務付けられている。そこで本市においては、下水道に接続する排水設備工事に必要な資金を無利子で貸付けする制度（排水設備工事資金貸付金）を設け、水洗化の普及促進に努めている。

〈排水設備工事資金貸付金の内容〉

(1) 貸付対象工事

- ①くみ取り便所を水洗便所に改造する工事及びこれに伴う排水設備工事
- ②単独浄化槽の廃止に伴う排水設備工事
- ③公共下水道処理区域における合併処理浄化槽の廃止に伴う排水設備工事

(2) 貸付金額 当該工事に要した費用の範囲内で、100万円（1万円単位）を限度

(3) 貸付利子 無利子

(4) 償還方法 貸付けした月の翌月から月2万円の均等返済

普及状況

年 度	事 業 対 象 件 数	左の内貸付制度利用数	貸 付 金 額 （ 円 ）
H30	294	3	1,540,000
R 元	385	3	1,390,000
R2	349	3	1,530,000
R3	264	1	717,000
R4	370	1	650,000

7 合併処理浄化槽の普及促進

合併処理浄化槽は、し尿だけでなく、台所や浴室などの生活雑排水を併せて処理し、短期間かつ比較的少ない費用で設置できるという特徴を有している。また、放流水の水質が良いことから、公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上に有効な手段であり、本市においても平成2年度から合併処理浄化槽の設置に対する補助制度（浄化槽設置整備事業補助金）を設けた。平成15年度には、「福井市汚水処理施設整備基本構想」を策定し、この中で合併処理浄化槽区域に位置付けられた区域での合併処理浄化槽設置費用に対し、従前の4割補助から9割補助（住宅以外については7割補助）に補助率を引き上げた。さらに、平成20年度には川西・大安寺地区、平成21年度には高須町を合併処理浄化槽区域に加え、更なる普及促進に努めている。

また、平成16年度には維持管理補助金制度を新設し、維持管理に係る経費の一部を補助することによって、適正な維持管理を促すとともに、公共下水道区域の住民との負担の均衡を図っている。

普及状況

年 度	合併処理浄化槽区域内設置世帯数	合併処理浄化槽区域内人口普及率
R 元	3,258	89.7%
R2	3,268	90.0%
R3	3,069	90.8%
R4	3,058	91.0%

8 ポンプ場

区 分				ポンプ場 (施設数)				雨水ポンプ (台数)				汚水ポンプ (台数)				
				認可	認可外	認可 現況	認可外 現況	認可	認可外	認可 現況	認可外 現況	認可	認可外	認可 現況	認可外 現況	
単 独 公 共 下 水	境 処 理 区	合 流	雨水汚水	5	—	5	—	15	—	14	—	20	—	18	—	
			雨水	1	3	1	3	2	5	2	5	—	—	—	—	
	日 野 川 処 理 区	合 流	雨水汚水	3	—	3	—	9	—	8	—	9	—	9	—	
			雨水	1	—	1	—	2	—	2	—	—	—	—	—	
		分 流	汚水	2	55	2	55	—	—	—	—	7	110	6	110	
			雨水	7	2	4	2	20	6	7	6	—	—	—	—	
	東 部 清 水	分 流	汚水	—	23	—	23	—	—	—	—	46	—	46		
	小計				19	83	16	83	48	11	33	11	36	156	33	156
	流 域 関 連	第 1 福 井	分 流	汚水	1	11	1	11	—	—	—	—	3	22	2	22
		第 2 福 井	分 流	汚水	—	1	—	1	—	—	—	—	2	—	2	
第 3 福 井		分 流	汚水	—	5	—	5	—	—	—	—	10	—	10		
特 環 公 共	国 見 鷹 巣	分 流	汚水	1	41	1	41	—	—	—	—	2	82	2	82	
	西 部 清 水	分 流	汚水	—	21	—	21	—	—	—	—	43	—	43		
	美 山	分 流	汚水	—	21	—	21	—	—	—	—	42	—	42		
小計				2	100	2	100	—	—	—	—	5	201	4	201	
計				21	183	18	183	48	11	33	11	41	357	37	357	

9 終末処理場

本市の下水処理場は、市街中心部より約4km、市街地周辺部より約1kmの市街地西北部の境町にて昭和30年度に着工した。昭和32年12月には、まず、汲み取りし尿の処理を開始し、昭和34年4月には一部区域の簡易処理を開始した。処理区域の増加とともに施設の増設を行い、処理能力92,800m³/日で中級処理と高級処理の併用運転を行っていたが、現在は、処理能力23,800m³/日の高級処理のみの運転を行っている。

また、昭和56年度から日野川浄化センターの建設に着手し、昭和60年10月8日より処理能力22,000m³/日で一部供用開始、翌年3月31日には処理能力44,000m³/日の施設が完成し、現在は、128,800m³/日の処理能力である。(※各処理場の処理能力は、晴天時日最大処理能力。)

さらに、鷹巣浄化センターは、平成6年度より着工し、平成10年4月1日より一部供用を開始、平成12年度に施設が完成し、現在は、2,300m³/日の処理能力である。平成18年2月1日の市町村合併に伴い羽生浄化センター、美山浄化センター、清水東部環境センター及び清水西部環境センターが本市の下水道事業に加わった。美山浄化センターは、令和4年3月31日に処理能力を600m³/日に増設し、廃止する羽生浄化センター及び朝谷島・境寺地区農業集落排水事業を編入した。

(1) 境浄化センター

施設概要

所在地	福井市菅谷1丁目1番1号	着工	昭和30年4月1日
全体計画人口	47,860人	処理開始	昭和34年4月1日
処理能力	23,800m ³ /日	処理方法	標準活性汚泥法

(2) 日野川浄化センター

施設概要

所在地	福井市黒丸町第3号1番地	着工	昭和56年7月
全体計画人口	160,500人	処理開始	昭和60年10月8日
処理能力	128,800m ³ /日	処理方法	標準活性汚泥法

(3) 清水東部環境センター

施設概要

所在地	福井市竹生町第112号38番地	着工	昭和46年度
全体計画人口	3,430人	処理開始	昭和48年8月20日
処理能力	3,100m ³ /日	処理方法	オキシデーションディッチ法

(4) 鷹巣浄化センター

施設概要

所在地	福井市藁町21字1番	着工	平成6年6月
全体計画人口	2,390人	処理開始	平成10年4月1日
処理能力	2,300m ³ /日	処理方法	オキシデーションディッチ法

(5) 清水西部環境センター

施設概要

所在地	福井市大森町第77号33番地1	着工	平成4年度
全体計画人口	2,950人	処理開始	平成6年3月31日
処理能力	1,970m ³ /日	処理方法	オキシデーションディッチ法

(6) 美山浄化センター

施設概要

所在地	福井市小字坂町第16号16番地1	着工	平成17年7月
全体計画人口	1,240人	処理開始	平成20年5月1日
処理能力	600m ³ /日	処理方法	オキシデーションディッチ法

10 し尿投入所

境浄化センターには、市民生活部所管のし尿投入所が併設され、市内全域のし尿及び浄化槽汚泥を受け入れている。

(1) 施設の概要

所在地	福井市菅谷1丁目1番1号	処理能力	170kl/日 (し尿：45kl/日、浄化槽汚泥：120kl/日、その他：5kl/日)
着工	平成4年9月 (更新)	敷地面積	2,543m ²
竣工	平成6年2月		

(2) 主な設備

- 受入設備……トラックスケール、受入槽、揚砂装置
- 前処理設備……破砕機、細目スクリーン、スクリュープレス
- 貯留設備……貯留槽、投入ポンプ
- 脱臭設備……高濃度：薬品による湿式脱臭＋活性炭吸着
低濃度：活性炭吸着 (収集車排ガス吸引装置付き)

(3) し尿処理状況

① し尿処理

(令和5年3月31日現在)

区分	世帯数	人口	人口比率 (%)
公共下水道	93,107	221,292	86.29
集落排水	4,258	11,967	4.67
浄化槽水洗	8,878	21,947	8.56
くみとり	456	1,172	0.46
自家処理	23	57	0.02
計	106,722	256,435	100.00

② し尿等の収集量

(キロリットル)

年度	収 集 量			
	し 尿	浄 化 槽 汚 泥	そ の 他	計
R2	1,649	30,472	873	32,994
R3	2,043	29,044	902	31,989
R4	2,194	28,270	688	31,153

(4) し尿収集運搬手数料並びにし尿及び浄化槽汚泥処理手数料

収集運搬手数料 18 リットルまでごとに176円

し尿及び浄化槽汚泥処理手数料 180リットルまでごとに27.5円

11 下水道記念室

下水道管は地下に埋設されるものであり、いったん埋設されてしまうと多額の費用を費やした工事でも、その後は一切人の目に触れることがない。下水道に対する理解と普及促進のため、昭和28年、当時の福井市長熊谷太郎氏が、埋設後の下水道管を見せるために整備したものが下水道記念室である。

かつて故高松宮殿下もご覧になられたことのある下水道記念室は、福井市春山2丁目にあり、地下鉄の入口のような階段を降りると、広さ100平方メートルの地下室がある。埋設された下水道管を間近で見ることができ、内径1.37メートルと1.50メートルの幹線が1.80メートルの幹線につながる接合点が目で見えるようになっている。

また、下水道に関する資料や水道管、ガス管も同時に見ることができる。

通常は、安全のために施錠してあるが、下水施設課に連絡すれば見学が可能である。

簡 易 水 道

公営簡易水道は、平成18年2月の市町村合併時に旧美山町及び旧越廼村にて経営していた公営の簡易水道及び飲料水供給施設を福井市が引き継いだ。

平成31年4月に地方公営企業法を適用させた簡易水道事業会計に移行し、健全な経営に努め、安全でおいしい水を安定して供給している。

民営簡易水道は、殿下地区や本郷地区などに点在している地元組合経営の簡易水道及び飲料水供給施設であるが、地域住民にとって重要なライフラインの一部であるため、技術的指導を行っている。

1 公営簡易水道・飲料水供給施設概要

(令和5年3月31日現在)

種別	地区	施設名	給水地区	給水人口(人)	給水戸数(戸)	浄水処理	原水の種類
簡 易 水 道	美	下宇坂第二	大久保町、福島町、宇坂大谷町、高田町、瀬ヶ口町及び小和清水町の各一部	621	224	急速ろ過・塩素消毒	深井戸
		下宇坂	田尻町、三万谷町、市波町及び奈良瀬町の各一部	686	271	塩素消毒	湧水・深井戸
		宇坂別所	宇坂別所町の一部	23	13	塩素消毒	湧水
		南西俣	南西俣町の一部	29	9	塩素消毒	湧水
		大宮・縫原	大宮町及び縫原町の各一部	252	90	塩素消毒	深井戸
		下薬師	薬師町の一部	56	12	緩速ろ過・塩素消毒	湧水
		間戸	間戸町の一部	85	27	塩素消毒	湧水
		上味見	中手町、南野津又町及び小当見町の各一部	128	81	塩素消毒	湧水・深井戸
	山	神当部	神当部町の一部	22	15	塩素消毒	湧水
		味見河内	味見河内町の一部	25	14	塩素消毒	湧水
		折立	折立町の一部	100	43	塩素消毒	湧水
		東河原	東河原町の一部	57	25	緩速ろ過・塩素消毒	湧水
		西河原	西河原町の一部	97	33	膜ろ過・塩素消毒	表流水
		上宇坂第二	朝谷町、梶谷町、境寺町、美山町及び品ヶ瀬町の各一部	374	138	膜ろ過・塩素消毒	湧水
		上宇坂第一	小宇坂町、蔵作町及び小宇坂島町の各一部	190	60	塩素消毒	湧水
		東天田	東天田町の一部	47	21	塩素消毒	湧水

簡易水道	越 廻	北部	茱崎町、蒲生町及び大味町の各一部	768	395	塩素消毒	浅井戸
		居倉	居倉町の一部	111	51	塩素消毒	湧水
		城有	城有町、八ツ俣町及び赤坂町の各一部	39	19	塩素消毒	湧水
飲料水供給施設	美 山	皿谷	皿谷町の一部	4	4	塩素消毒	湧水
		西中	西中町の一部	25	11	塩素消毒	深井戸
		美山大谷	美山大谷町の一部	44	14	塩素消毒	湧水
		上吉山	吉山町の一部	16	13	塩素消毒	深井戸
		下吉山	吉山町の一部	8	3	塩素消毒	湧水
		東俣	東俣町の一部	12	7	塩素消毒	深井戸
	越 廻	南宮地	南宮地町の一部	33	14	塩素消毒	深井戸
		上薬師	薬師町の一部	53	24	塩素消毒	深井戸
		西市布	西市布町の一部	11	5	塩素消毒	表流水
		横越	横越町の一部	9	4	塩素消毒	浅井戸
		西天田	西天田町の一部	41	16	塩素消毒	深井戸
		浜北山	浜北山町の一部	52	25	膜ろ過・塩素消毒	湧水
	八ツ俣	八ツ俣町及び城有町の各一部	15	6	緩速ろ過・塩素消毒	表流水	
合 計	3 2施設		4,033	1,687			

2 公営簡易水道使用料（料金）

1 か月あたりの料金は、福井市水道給水条例にて上水道と同じ料金に定めている。（参考 267 ページ）

3 民営簡易水道・飲料水供給施設一覧

（令和 5 年 3 月 31 日現在）

種 別	地 区	施 設 名	施 設 数
簡易水道	一光	五太子、下一光	2
	殿下	尼ヶ谷、国山、千合、西別所・宿堂、畠中・風尾、武周	6
	鷹巣	高須	1
	一乗	浄教寺・東新	1
飲料水供給施設	殿下	謡谷、大矢、白滝、二ツ屋、別畑、水谷	6
	本郷	足谷、奥平、河内、中平	4
合 計			20

